

Ⅲ 職業能力の評価・技能振興

1 職業能力の評価体制の整備

(1) 技能検定の実施

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する技能の国家検定制度であり、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図り、ひいては産業の発展に寄与することを目的としています。昭和34年度から実施されており、合格者は「技能士」と称することができます。

検定職種は現在136職種が定められており、検定試験は実技試験及び学科試験があり、年2回、前期（6月～9月）と後期（12月～2月）に行われます。

合格者には、合格証書と技能士章が交付され、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣の、2級及び3級については熊本県知事の合格証書が交付されます。

また、平成5年度から外国人労働者の技能実習制度が創設され、現在51職種において3級及び基礎1級、基礎2級の3つの等級があります。

なお、技能検定試験の実施は、県からの委任により、熊本県職業能力開発協会が行っています。

(2) 技能士の処遇向上対策

技能士処遇向上の一環として、平成5年6月に、県、県職業能力開発協会及び県技能士会連合会の3者共同で「技能士資格手当の標準的処遇基準（案）」を策定し、関係団体等に提示しました。

また、技能者の処遇向上に努めるなど技能尊重の推進に著しい功績が認められる中小企業の事業所又は団体を顕彰するため、技能尊重推進功労者表彰を実施しています。

<技能士資格手当の標準的処遇基準（案）>

区分	月額	日額
特級技能士	15,000円以上	700円以上
1級技能士、単一等級技能士	10,000円以上	500円以上
2級技能士	5,000円以上	250円以上
3級技能士	2,000円以上	100円以上

(3) 職業訓練指導員

公共職業能力開発施設及び認定職業能力開発施設において、普通職業訓練及び高度職業訓練の長期間の課程を担当する者は、都道府県知事の免許を受けなければならないことになっています。

職業訓練指導員免許に関する事務は、都道府県知事が行うことになっており、現在123種の免許職種があります。

① 職業訓練指導員免許証の交付

職業訓練指導員試験合格者、職業訓練指導員の講習修了者及びこれらと同等以上の能力を有すると認められる者等に申請に基づき交付しています。

② 職業訓練指導員の講習（48時間講習）

1級技能検定合格者及び有資格者に対して、職業訓練指導員の免許資格を与えるための講習を行っています。

講習については、昭和54年度まで県で実施してきましたが、昭和55年度から熊本県職業能力開発協会で行っています。

※ 法改正前は、15年以上の実務経験を有する者で48時間講習を修了すれば免許資格がありましたが、昭和60年10月1日から原則として廃止されました。

③ 職業訓練指導員試験の実施

一定の資格要件を満たす者を対象に学科試験を行っています。

(4) ビジネス・キャリア制度「ビジネス・キャリア検定試験の実施」

ビジネス・キャリア試験は、これまでも企業などで広く活用されてきましたが、「公的資格試験」（能力評価試験）として、平成19年度から新たに「ビジネス・キャリア検定試験」に全面的にリニューアルすることになりました。

ビジネス・キャリア検定試験では、各職務分野のビジネス・パーソンの職務遂行に必要な実務能力をよりの確かつ客観的に評価する試験として実施するとともに、標準テキストの発刊、新たな認定講座の開設など学習支援サービスがセットで運営されています。

この試験は、ビジネスに必要な分野（8分野：1級～3級）について、前期（10月）又は後期（3月）に下記の要領で熊本県職業能力開発協会が実施します。

◎前期

受験申請受付：平成20年7月22日（火）～平成20年8月25日（月）

試験実施日：平成20年10月5日（日）

◎後期

受験申請受付：平成20年12月15日（月）～平成21年1月19日（月）

試験実施日：平成21年3月1日（日）

◎受験資格

受験制限はありません。